

京都市交通局管理規程第12号

京都市交通局主任等設置規程の一部を改正する規程を公布する。

平成28年3月31日

京都市公営企業管理者
交通局長 西村 隆

京都市交通局主任等設置規程の一部を改正する規程
京都市交通局主任等設置規程の一部を次のように改正する。

第2条の表高速鉄道部車両工場の項中「操車主任」及び「修車主任」を削る。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(交通局企画総務部職員課)